

生徒の皆さん・保護者の皆様

福島県立安積高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

生徒の皆さん・保護者の皆様におかれましては、日頃より、新型コロナウイルス感染症予防対策について、ご理解ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

標題の件につきまして、県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅡ」相当まで改善したものと判断され、知事から令和3年5月31日（月）をもって「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を解除することになりました。これを受けて、6月1日（火）から「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”から“レベル1”へ移行することになりました。

なお、会津若松市については、依然として感染状況が懸念されることから別途集中対策がとられることとされています。

以上のことを受けて、本校では下記により対応してまいります。また、感染症対策を引き続き徹底し、生徒が教育を受けることができる環境の整備をさらに充実させてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 対象期間における対応

対象期間Ⅰ 令和3年6月1日（火）から同月7日（月）（移行期間）

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）については、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施する。
 - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
 - (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施する。
- ※ 会津若松市においては集中対策が実施されることを踏まえ、南会津地区を除く会津地区については、上記（1）（2）（3）の活動は全て停止となります。

対象期間Ⅱ 令和3年6月8日（火）から

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）については、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- (3) 練習試合や合同練習会等を実施可能とする。

2 既に実施している対応の継続について

- (1) 緊急事態措置区域等の感染拡大地域（今後追加される地域も含む。）との不要不急の往来は自粛するようにする。
- (2) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底して行う。

※ 会津若松市においては集中対策が実施されることを踏まえ、南会津地区を除く会津地区については、別途通知される予定です。

(3) 学校内における感染症対策について

① 健康観察の徹底（お願い）

ア これまでどおり、登校時、生徒の検温結果及び健康状態を「体温・体調チェックシート」の記入により把握しますので、毎朝の検温及び健康観察を徹底してください。

イ 発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないでください。その場合、自宅で休養することを徹底してください。なお、学校を欠席する際は、必ず朝のうちに保護者を通じて健康状況を連絡してください。

※さらに、同居家族の方におかれましても、毎日の健康状態を確認するようお願いします。

同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校しないようにしてください。

この場合も必ず保護者を通じて連絡してください。なお、同居家族の方の場合においても出席停止の措置を取ります。

② 昼食時の対応

昼食時の換気を強化する。また昼食時は対面にしない、会話をしないよう徹底する。

③ 換気・清掃等の徹底

教室やその他施設における換気を常時または定期的に行うことを徹底する。

④ 差別・偏見・中傷の防止

感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS 等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなどに、十分留意する。

※今後、新型コロナウイルスに関する国内や県内の状況が変化した場合、上記対応等を変更することがあります。その際には、ホームルームにおける生徒への連絡の他、保護者の皆様には39メールや本校ホームページなどでも連絡いたします。